

## 教育委員会 平成 24 年度 1 月定例会会議録

○日 時 平成 25 年 1 月 16 日（水） 9 時 30 分開会、9 時 43 分閉会

○場 所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 山田委員長、朝比奈委員、下平委員

○傍聴者 3 人

○本日審議を行った案件

### 1 報告事項

(1) 委員長報告

(2) 課長等報告

ア 行事予定（平成25年1月16日～平成25年2月28日）

2 議案第28号 鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

3 議案第29号 教育財産の取得の申し出について（扇ガ谷一丁目用地）

### 山田委員長

定足数に達したので委員会は成立した。これより 1 月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

本日の会議録署名委員を朝比奈委員に願います。それでは日程に従い議事を進める。

### 1 報告事項

(1) 委員長報告

### 山田委員長

今年は巳年ということで、不運から脱皮する年と言われている。蛇は脱皮して何度も生まれ変わる。私たちも真剣な気分で新年を迎えさせていただいた。また、伊勢神宮が今年には20年に一度の遷宮を迎える。遷宮の年はいろいろ変化が起こると言われているが、前回はバブルが崩壊して不景気に突入したということで、今年は逆にいい方向に向かうように願い、私たちも精進していきたいと思っている。今月は1月7日に「新春のつどい」が鎌倉プリンスで開かれ、朝比奈委員と私が出席した。翌週1月14日、近年にない大雪に見舞われた中、芸術館で「成人のつどい」が行われた。こちらには朝比奈委員と下平委員が出席

した。朝比奈委員が代表して祝辞を述べられたので、いかがだったか。

### 朝比奈委員

大変な雪の中であつたが、きちんと盛装した晴れ着の御嬢さん方や羽織袴で、せっかくあれだけ準備しても帰りが大変だっただろうと思う。私はおとし初めて委員になって壇上に上がらせていただいた時に、あの時は前列を占めた方に活発な男の子たちがいて、鎌倉もついにこうなったかと心配にもなったのだが、2年目3年目と重ねていくごとにあんまり神妙にシーンとしていても若者らしくもないのかな、あれもあれで元気があつてよろしいのかなというふうな目で今回は委員長代理として祝辞を述べさせていただいた。なるべく大きな声で話をつもりだったが、さすがにそれで場内が静まり返るわけもなく、皆さん楽しそうにずっと話をしている、残念ではあつた。だが、少しでも耳に残っていれば、よかつたのではないかと考えている。少し私の話が退屈だったかもしれないし、ああいう場に適切だったかどうかというのは、ちょっと後で反省するところではあつた。いずれにしてもあんな大雪の中、大勢お集まりいただいたことは、とてもうれしく感激した。

### 山田委員長

昨日、総合計画審議会の5回目の会合が開かれ、出席した。これまで事務局がまとめてきた、調査やアンケートの集計結果をふまえて、次期基本計画の第一次素案の原案というものが詳細に説明された。かなりのボリュームなので、持ち帰って、次回の2週間後の会合までにもう一度目を通すことになっている。これからの市政の根幹を示すもので、また、学校教育・生涯教育・文化財の保護に関しても、皆様是非目を通していただき、20日まで私へお願いしたい。まとめたいと思う。

## (2) 課長等報告

### ア 行事予定（平成25年1月16日～平成25年2月28日）

### 山田委員長

報告事項のア 行事予定についてだが、記載の行事予定について特に伝えたい行事等があれば願ひする。

### 教育部次長兼教育総務課長

教育部、文化財部ともに特にない。

### 質問・意見

特になし

(報告事項アは了承された)

## 2 議案第28号 鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 山田委員長

日程の2、議案第28号「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明について願います。

### 教育部次長兼教育総務課長

議案第28号「鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」提案理由をご説明する。議案集は4ページから6ページをご参照いただきたい。

市長部局である世界遺産登録推進担当が、文化財に関する施設の整備に係る企画、渉外及び実施についての事項並びに文化財に関する施設の管理に係る総合的調整についての事項のうち、世界遺産に係る博物館等の整備等に関する事項についての事務を補助執行することにもない鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を制定しようとするものである。6ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に、「部長、次長及び課長」を「部長等、次長等及び課長等」に改め、第2項を第2条第3項とし、第2条第1項の次に、第2項として「教育委員会は、世界遺産登録推進担当担当部長及びその所属職員に、文化財に関する施設の整備に係る企画、渉外及び実施についての事項並びに文化財に関する施設の管理に係る総合的調整についての事項のうち、世界遺産に係る博物館等の整備等に関する事項についての事務を補助執行させるものとする。」の項目を加えるものである。

なお、施行期日は、公布の日からとする。

### 質問・意見

特になし

(採決の結果、議案第28号は原案どおり可決された)

## 3 議案第29号 教育財産の取得の申し出について (扇ガ谷一丁目用地)

## 山田委員長

日程の3、議案第29号「教育財産の取得の申し出について（扇ガ谷一丁目用地）」を議題とする。議案のご説明をお願いします。

## 世界遺産登録推進担当次長兼文化財部次長

日程の3、議案第29号「教育財産の取得の申し出について」提案の理由をご説明する。7ページから9ページをご覧ください。

扇ガ谷一丁目用地の土地・建物の寄附及び買取りに関する事項については、これまでも委員会でご説明させていただいた。今回、取得を予定している土地、建物は、このうち寄附を受ける予定の土地、建物である。本件土地は、11月21日の当委員会で教育財産の取得の申し出の議決をいただいた買取りの土地、建物と一体的に活用し、早期の対応が望まれている世界遺産ガイダンス施設及び(仮称)鎌倉博物館として整備する方向で、検討・調整を進めている。該当する土地及び建物は8ページの「土地取得物件・建物取得物件」に記載のとおり、土地の面積は、扇ガ谷一丁目26番14外14筆で合計8,567.22㎡、建物の延床面積は2棟合計で610.33㎡となっている。いずれも、公簿面積である。

以上文化財に関する施設の整備を図るため、市長に「教育財産の取得の申し出」をしようとするものである。

## 質問・意見

## 山田委員長

以前も取得するという話がでていたが、今回改めてというのはどうしてか。

## 世界遺産登録推進担当次長兼文化財部次長

9ページをお開きいただきたい。今回①・②・③これが寄付による取得予定地である。②・③の右の部分に、前回④という表記があったのだが、この④については買い取り・買収による取得である。今回、①・②・③については、寄付による取得の依頼をお願いしたいということで提案した。

## 山田委員長

了解した。

(採決の結果、議案第29号は原案どおり可決された)

## 山田委員長

以上で本日の日程は終了した。1月定例会を閉会する。